業務委託契約書（案）

　佐賀県（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、令和７年度養殖情報管理のＤＸ化及び情報を用いた飼育管理の高度化業務委託（以下「委託業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第１条　甲は、委託業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託業務の実施）

第２条　乙は、この契約書に定めるもののほか、別添「養殖情報管理のＤＸ化及び情報を用いた飼育管理の高度化 業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）に基づき、委託業務を実施しなければならない。

２　前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

３　乙は、仕様書等に掲げる事項及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守のうえ、委託業務について、全責任をもって遂行するものとする。

（委託期間）

第３条　委託業務の委託期間は、契約締結の日から令和８年３月３１日までとする。

（委託料）

第４条　委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金　　　　　　　　　　円（うち消費税額及び地方消費税額金　　　　　　　　円）とする。

（契約保証金）

第５条　【納付の場合】乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金　　　　円を甲に納付しなければならない。

　　　　【免除の場合】契約保証金は、佐賀県財務規則第１１５条第３項第１号（又は４号若しくは７号）の規定により免除する。

（権利義務の譲渡等）

第６条　乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（再委託）

第７条　乙は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

　ただし、業務の一部についてあらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（委託業務内容の変更等）

第８条　甲は、必要がある場合には、委託業務の内容の一部を変更し、又は一部を中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託料の額等を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

２　前項の場合において、乙に損害が生じたときは、甲はその損害を負担するものとし、その損害額は甲乙協議して定めるものとする。

（委託業務の実地調査等）

第９条　甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（完了報告書の提出）

第１０条　乙は、委託業務を完了したときは、直ちに完了報告書を甲に提出しなければならない。

２　甲は、前項の報告書を受理したときは、受理した日から１０日以内にその内容を検査し、合格又は不合格の旨を通知するものとする。

３ 乙は、前項の規定により不合格の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。前２項の規定は、本項の規定による補正について準用する。

４ 第２項（前項後段において準用する場合も含む。）の検査（以下「検査」という。）及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料の請求及び支払）

第１１条　乙は、甲から前条第２項の規定により合格した旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

２　甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、支払請求書の受領日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

（契約内容の不適合責任）

第１２条 甲は、成果物に契約内容に適合しないものがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてその契約内容の不適合の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求できる。

２ 前項の規定による契約内容の不適合の補修又は損害賠償の請求は、第１０条の規定による成果物の引渡しを受けた日から１年以内に行わなければならない。

３ 第１項の規定は、成果物の契約内容の不適合が仕様書の記載内容又は甲の指示等により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容又は指示等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかった場合は、この限りではない。

（履行遅滞の場合における遅延利息）

第１３条　乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に委託業務を完了しない場合には、乙は、遅延日数に応じ、委託料に年２.５％の割合で計算した額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

２　甲の責めに帰すべき理由により、第１１条第２項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、年２.５％の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（契約の解除）

第１４条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がその責めに帰すべき事由により、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 乙がこの契約又はこの契約に関する甲の指示に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(3) 乙がその責めに帰すべき事由により、この契約に違反したとき。

(4) 乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

　ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

　エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

　オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

　カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

　キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

２　甲は、前項の規定による契約の解除によって生じる乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（違約金）

第１５条　前条第１項の規定により甲が契約を解除したときは、乙は、違約金として委託料の額の１００分の１０に相当する額を甲の指定する期限までに納付しなければならない。

２　第１項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに違約金を支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年２.５％の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

（事故等の報告）

第１６条　乙は、天災、事故、その他のやむを得ない理由により委託業務の履行に支障が生じるとき、またはそのおそれがあるときは、直ちにその旨を甲に報告するとともに適切な措置をとるものとする。

（損害賠償）

第１７条　乙は、乙の責に帰すべき事由により、委託業務の実行が不完全であった場合は、直ちに文書によりその事由を甲に報告するとともに、甲の損害について賠償の義務を負う。

２　乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、乙の負担によりその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（契約費用の負担）

第１８条　この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（秘密の保持）

第１９条　乙は、委託業務を遂行する上で知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。ただし、公知となった情報、また、甲から開示を受けた時にすでに公知であった情報はその限りではない。

２　乙は、委託業務の遂行に当たって甲が申し出た情報・データについて、複写又は複製する、若しくは第三者に提供する等、委託業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

（権利の帰属）

第２０条 仕様書等に規定するところにより乙が甲に引き渡すべき成果物（以下「本件成果物」という。）は甲の所有とする。

２ 本件成果物の著作権は、甲に帰属し、乙が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、甲の承諾を受けなければならない。

３ 甲は、本件成果物を公表することができる。この甲の公表権については、乙はいかなる権利も主張できない。

４ 委託業務の実施のために使用された甲が所有する資料等の著作権は甲に帰属する。ただし、乙が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、甲はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。

５ 第１項の成果物及び前項の資料等に乙が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む）が含まれていた場合は、乙に留保されるが、甲は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。

６ 乙は、本条項に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（個人情報の保護）

第２１条　乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（情報セキュリティの保護）

第２２条　乙又は乙の使用人はこの契約による業務を行うために、甲の情報資産を取り扱う場合は、別記「情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。

（協議）

第２３条　この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和７年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　甲　佐賀県唐津市唐房６丁目４９４８-９

　　　　　　　　　　　　　　　　佐賀県玄海水産振興センター

　　　　　　　　　　　　　　　　所長　　山浦　啓治

　　　　　　　　　　　　　　乙